5月24日設立総会 第2号議案 平成 15 年度の活動方針

•i,Q•j 太陽光発電詞

(3)太陽光発電 に関する事業

(4) 太陽光発電 本会は、特定非営利活動促進法第2条別表に形る活動のう、「社会教育の推進を図る活動」紹介、斡旋I 及び「較境の保全を図る活動」として、次に掲げる事業を行う(規約より抜粋)会

¥。(5)太陽光発電 る事業

(6) その他、本名

- ・本会の組織運営状況の点検と見直し
- ・本会の規約・規則の点検と見直し
- ・太陽光発電に関わる制度・技術情報の基礎調査
- ・その他、事業活動・組織運営に関する調査・企画
- ・収益事業の検討(当面の間企画調査委員会が担当)

(2)交流活動(交流活動委員会)

- ・各地域の交流会活動の立上げと運営体制の整備
- ・各種相談活動の試行と相談制度の検討
- ・電気事業者、関係官庁との情報交換
- ・その他、交流に関する活動

動(普及広<u>報委員会)</u>

・本会さ喉ィ ク+8ヤ ヤ ーさ孔 x 檍+8 レ J 設画報